



臨時代理議決

平成31年1月31日

第1号議案

平成31年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のと
おり報告します。

平成31年2月5日

教育長 橋本 幸三



別 紙

平成31年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成31年1月29日付け1財第8号で意見を求められました平成31年2月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、下記のとおりであります。

記

1 内 容

平成31年度京都府一般会計予算
異議ありません。

京都府旅費条例一部改正の件
異議ありません。

職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件
異議ありません。

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件
異議ありません。

財産無償貸付けの件（埋蔵文化財事務所）
異議ありません。

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件
異議ありません。

京都府文化力による未来づくり基本計画を定める件
異議ありません。

平成31年 2月 京都府議会定例会議案 (その1)

平成31年 2月 京都市議会定例会議案(その1)目次

第1号議案	平成31年度京都市一般会計予算	1
第2号議案	平成31年度京都市営林事業特別会計予算	19
第3号議案	平成31年度京都市母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	21
第4号議案	平成31年度京都市農業改良資金助成事業等特別会計予算	23
第5号議案	平成31年度京都市中小企業経営基盤強化資金助成事業特別会計予算	25
第6号議案	平成31年度京都市収益事業特別会計予算	27
第7号議案	平成31年度京都市地域開発事業特別会計予算	29
第8号議案	平成31年度京都市公共用地先行取得事業特別会計予算	31
第9号議案	平成31年度京都市港湾事業特別会計予算	33
第10号議案	平成31年度京都市公債費特別会計予算	35
第11号議案	平成31年度京都市国民健康保険事業特別会計予算	37
第12号議案	平成31年度京都市電気事業会計予算	39
第13号議案	平成31年度京都市水道事業会計予算	43
第14号議案	平成31年度京都市病院事業会計予算	47
第15号議案	平成31年度京都市工業用水道事業会計予算	51
第16号議案	平成31年度京都市流域下水道事業会計予算	55
第17号議案	京都市立京都スタジアム条例制定の件	59
第18号議案	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件	67

第19号議案	京都市旅費条例一部改正の件	69
第20号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件	71
第21号議案	京都市知事及び副知事の給与の特例に関する条例一部改正の件	73
第22号議案	管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件	75
第23号議案	京都市手数料徴収条例一部改正の件	77
第24号議案	京都市部制設置条例一部改正の件	79
第25号議案	京都市の事務処理の特例に関する条例一部改正の件	83
第26号議案	京都市電気自動車等の普及の促進に関する条例一部改正の件	87
第27号議案	水道法施行条例一部改正の件	89
第28号議案	京都市災害救助基金条例一部改正の件	91
第29号議案	介護保険法に基づき介護医療院の人員等の基準に関する条例一部改正の件	93
第30号議案	建築基準法施行条例一部改正の件	95
第31号議案	京都市府営住宅条例一部改正の件	97
第32号議案	包括外部監査契約締結の件	99
第33号議案	財産無償貸付けの件(京都こども文化会館)	101
第34号議案	財産無償貸付けの件(長岡京記念文化会館)	103
第35号議案	財産無償貸付けの件(中丹文化会館)	105
第36号議案	財産無償貸付けの件(丹後文化会館)	107
第37号議案	財産無償貸付けの件(埋蔵文化財事務所)	109
第38号議案	指定管理者指定の件(舞鶴こども療育センター)	111
第39号議案	指定管理者指定の件(公営住宅海西西境谷団地等)	113

第40号議案 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件…………… 115

第41号議案 京都府文化力による未来づくり基本計画を定める件…………… 117

第 1 号 議 案

平成31年度京都市一般会計予算

平成31年度京都市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ889,787,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(府 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表府債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年2月6日提出

京都府知事 西脇 隆俊

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 府	税	278,000,000
1 府	住民税	92,879,888
2 府	事業税	86,839,585
3 府	地方消費税	43,710,086
4 府	不動産取得税	9,361,145
5 府	たばこ税	2,586,480
6 府	ゴルフ場利用税	704,730
7 府	自動車取得税	1,731,034
8 府	軽油引取税	13,943,226
9 府	自動車税	26,034,982
10 府	鉱区税	497
11 府	狩猟税	19,404
12 府	産業廃棄物税	188,916
13 府	旧法による税	27

2	地方消費税清算金		93,000,000
1	地方消費税清算金		93,000,000
3	地方譲与税		45,264,000
1	地方法人特別譲与税		43,386,000
2	地方揮発油譲与税		1,593,000
3	石油ガス譲与税		83,000
4	自動車重量譲与税		131,000
5	地方道路譲与税		1,000
6	森林環境譲与税		70,000
4	地方特例交付金		3,500,000
1	地方特例交付金		1,528,000
2	子ども・子育て支援臨時交付金		1,972,000
5	地方交付税		156,100,000
1	地方交付税		156,100,000
6	交通安全対策特別交付金		500,000
1	交通安全対策特別交付金		500,000
7	分担金及び負担金		1,556,078
1	分担金		64,932
2	負担金		1,491,146
8	使用材料及び手数料		12,260,097
1	使用材料		8,526,688

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

款	項	金額
	2 手 数	3,733,409
9 国 庫 支 出 金		
	1 国 庫 負 担 金	75,019,629
	2 国 庫 補 助 金	46,124,157
	3 委 託 金	26,041,568
		2,853,904
10 財 産 収 入		1,491,045
	1 財 産 運 用 収 入	1,131,944
	2 財 産 売 払 収 入	359,101
11 寄 附 金		2,057,640
	1 寄 附 金	2,057,640
12 繰 入 金		7,669,954
	1 特 別 会 計 繰 入 金	414,017
	2 基 金 繰 入 金	7,255,937
13 繰 越 金		500,000
	1 繰 越 金	500,000
14 諸 収 入		90,485,557
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	1,329,820
	2 府 預 金 利 子	2,300
	3 貸 付 金 元 利 収 入	73,917,696
	4 受 託 事 業 収 入	2,895,012

		5 収 益 事 業 収 入	4,091,000
		6 利 子 割 精 算 金 収 入	3
		7 雑 入	8,249,726
15 府	債		122,383,000
歳 入		債	122,383,000
合 計			889,787,000
歳 出			
款 項		金 額	
1 議 会 費		2,003,332	
2 総 務 費	会 費	2,003,332	
		48,084,485	
1 総 務 管 理 費		23,720,747	
2 企 画 費		7,275,552	
3 徴 税 費		9,342,761	
4 市 町 村 振 興 費		3,259,134	
5 選 挙 費		1,680,631	
6 防 災 費		1,830,201	
7 統 計 調 査 費		616,684	
8 人 事 委 員 会 費		157,731	
9 監 査 委 員 費		201,044	

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

款	項	金額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	163,596,702
	2 児 童 福 祉 費	127,488,607
	3 生 活 保 護 費	32,283,799
	4 災 害 救 助 費	3,817,215
4 衛 生 費		7,081
	1 公 衆 衛 生 費	23,549,084
	2 環 境 衛 生 費	8,820,306
	3 保 健 所 費	2,306,513
	4 医 薬 費	2,299,547
5 勞 働 費	5 環 境 対 策 費	6,727,584
		3,395,134
		3,687,595
	1 勞 政 費	371,670
	2 雇 用 対 策 費	3,148,997
6 農 林 水 産 業 費	3 勞 働 委 員 会 費	166,928
		20,688,439
	1 農 業 費	6,119,625
	2 茶 業 費	784,400
		1,037,167
	4 農 地 費	4,731,945

	5 林業費	6,602,522
	6 水産業費	1,412,780
7 商工費		77,551,785
	1 商工業費	76,431,747
	2 観光費	890,497
	3 消費生活費	229,541
8 土木費		68,242,386
	1 土木管理費	9,892,133
	2 道路橋りょう費	21,707,630
	3 河川海岸費	22,618,967
	4 港湾費	3,443,136
	5 都市計画費	4,339,649
	6 公園費	2,156,681
	7 住宅費	4,084,190
9 警察費		86,979,307
	1 警察管理費	84,940,524
	2 警察活動費	2,038,783
10 教育費		173,193,460
	1 教育総務費	15,291,644
	2 小学校費	34,680,448
	3 中学校費	21,422,386

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

款	項	金額
11 災 害 復 旧 費	4 高 等 學 校 費	38,972,551 ^{千円}
	5 特 別 支 援 學 校 費	14,951,544
	6 大 學 費	12,861,969
	7 社 會 教 育 費	732,783
	8 文 化 財 保 護 費	2,692,943
	9 保 健 體 育 費	923,896
	10 私 學 振 興 費	30,663,296
	1 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費	6,878,962
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	437,450
	6,441,512	
12 公 債 費	1 公 債 費	113,692,156
	1 公 債 費	113,692,156
13 諸 支 出 金	1 公 營 企 業 出 資 金	101,339,307
	2 府 稅 交 付 金 等	1,936,723
14 予 備 費		99,402,584
	1 予 備 費	300,000
300,000		
合 計		889,787,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成31年度における地方債証券の共同発行によって生じる連帯債務	—	未開発行する地方債証券の元金1,870億円及びその利子の合計額に相当する額	甲
脱ひきこもり支援センター事業費	平成31年度から平成33年度まで		61,000
総合防災情報システム整備費	平成31年度から平成32年度まで		329,000
社会福祉事業推進費	平成31年度から平成32年度まで		3,000
介護保険制度基盤整備費	平成31年度から平成32年度まで		11,000
児童福祉推進費	平成31年度から平成32年度まで		154,000
平成31年度舞鶴こども保育センター管理費	平成31年度から平成35年度まで		849,448
平成31年度労働者福祉対策資金融資制度損失補填金	平成31年度から平成41年度まで	労働者福祉対策資金の融資額6億4,000万円以内、で一般社団法人日本労働者雇用基金協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額で895万円以内の額	
平成31年度離職者等再就職訓練事業費	平成31年度から平成33年度まで		185,000
平成31年度中小企業融資保証制度損失補填金	平成31年度から平成49年度まで	中小企業支援融資、経営おんしん融資、産業活力推進融資の融資額500億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより生じた代位弁済元金額から、中小企業信用保証法（昭和22年法律第94号）第5条の規定により支拂い、支拂った保証金の返戻金として100分の210を、経営おんしん融資（小規模企業おんしん基金）、経営おんしん融資（小規模企業おんしん基金）及び産業活力推進融資（創業・経営承継支援基金・事業転換・多角化・経営承継一般型・経営承継支援型）において100分の90を、経営おんしん基金（おんしん増資基金・緊急中・消費税増上引特別基金）及び産業活力推進融資（地域産業振興特区基金）において100分の65を、中小企業支援融資（創業・経営承継支援基金・閉業一般型・閉業支援型）において100分の10をそれぞれ算じて得た額の合計に相当する額	

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

事 項	期 間	限 度	額
平成31年度公益財団法人京都産業21小規模企業者等 シネス創造設備貸与事業損失補償金	平成31年度から平成40年度まで		30,000
平成31年度中小企業再生支援資金保証制度損失補償金	平成31年度から平成52年度まで	経営あんしん融資（中小企業再生支援資金）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより発生した代位弁済金額から中小企業再生支援資金（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に対し3分の1を乗じて得た額に相当する額	
平成31年度経営承継支援資金保証制度損失補償金	平成31年度から平成52年度まで	産業活力推進融資（開業・経営承継支援資金・経営承継準備金）の融資額100億円以内で、信用保証協会がこの債務の保証を行ったことにより発生した代位弁済金額から中小企業再生支援資金（昭和25年法律第264号）第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額に相当する額	
京都府共済共同組合火災共済支払資金貸付金	平成31年度から平成33年度まで		100,000
平成31年度京都府土地開発公社工業団地造成事業資金 融資債務保証費	平成31年度から平成32年度まで	金融機関から貸付けを受ける工業団地造成事業資金12億7,000万円及びその利子の合計額に相当する額	
平成31年度農地防 災 事 業 費	平成31年度から平成32年度まで		60,000
平成31年度一般社団法人京都府農業会議農地売買支援 事業資金融資損失補償費	平成31年度から平成43年度まで	金融機関及び公社社団法人全国農地保有合理化協会から貸付けを受ける農地売買事業資金のうち農地の取得損失額（農地取得期間満了後の満月の期間満了日（農地取得期間満了後1年以内）の期間満了日）において発生してきた元金返済額（連延利息を含む。）に相当する額	
平成31年度京都府土地開発公社公共用地等取得事業資 金融資債務保証費	平成31年度から平成32年度まで	金融機関から貸付けを受ける公共用地等取得事業資金175億円及びその利子の合計額に相当する額	
平成31年度公共用地等取得事業費	平成31年度から平成41年度まで		8,000,000
平成31年度京都府道路公社有料道路運営資金等融資債 務保証費	平成31年度から平成32年度まで	金融機関から貸付けを受ける有料道路運営資金等205億円及びその利子の合計額に相当する額	
平成31年度道路新設改良事業費	平成31年度から平成35年度まで		11,700,000

平成31年度橋りょう維持費	平成31年度から平成32年度まで	850,000
平成31年度橋りょう新設改良事業費	平成31年度から平成35年度まで	3,000,000
平成31年度河川改良事業費	平成31年度から平成32年度まで	2,400,000
平成31年度砂防事業費	平成31年度から平成32年度まで	400,000
平成31年度海岸保全費	平成31年度から平成32年度まで	50,000
平成31年度水防費	平成31年度から平成32年度まで	50,000
平成31年度街路事業費	平成31年度から平成32年度まで	100,000
平成31年度公営住宅西境谷団地等管理費	平成31年度から平成35年度まで	757,360
平成31年度府営住宅建設事業費	平成31年度から平成32年度まで	692,017
平成31年度河川等災害復旧事業費	平成31年度から平成32年度まで	300,000
特別支援学校舎等整備費	平成31年度から平成32年度まで	3,164,000
平成31年度歴史的建造物等保存伝承事業費	平成31年度から平成32年度まで	535,000

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

11

第3表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
京都スタジアム整備費	2,560,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(償還期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
新行政棟・文化庁移転施設整備 費	414,000			
文化芸術施設整備費	212,000			
スポーツ拠点施設充実費	115,000			
北山文化環境ゾーン広場・プロ ムナード整備費	92,000			
総合庁舎整備費	89,000			
こころのふるさと京都の文化財 保護事業費	58,000			
アエモドキ生息環境保全対策費	38,000			
京都スタジアムにぎわいづくり 推進事業費	13,000			
京都府公館整備費	6,000			
本庁庁舎老朽設備改修費	5,000			
JR奈良線複線化・高速化整備 事業費	1,751,000			
北近畿タンゴ鉄道緊急防災対策 強化事業費	167,000			

鉄道駅利便性向上整備事業費	163,000
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費	130,000
鉄道駅舎バリアフリー化設備整備事業費	121,000
ウトロ地区住環境改善事業費	74,000
きょうとう地域連携交付金	900,000
被災者生活再建支援事業費	860,000
わがまらの消防団強化・応援事業費	28,000
総合防災情報システム整備費	6,000
京都市地域包括ケアセカンドステージ事業費	714,000
民間社会福祉施設支援事業費	175,000
障害者施設整備助成費	126,000
隣保館運営等助成費	24,000
心身障害者福祉センター設備整備費	5,000
視力障害者福祉センター設備整備費	4,000
児童福祉推進費	156,000

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
「のびのび育つ」こども応援事業費	103,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
舞鶴こども療育センター整備費	41,000			
児童養護施設整備助成費	20,000			
保健環境研究所整備費	1,553,000			
ふるさとの水確保対策事業費	105,000			
地域スマートエネルギーマネジメント推進事業費	100,000			
山陰海岸世界ジオパーク誘客促進事業費	14,000			
高等技術専門校設備等整備事業費	20,000			
京都農業経営強化事業費	115,000			
京丹農場づくり事業費	55,000			
「丹後王国」食と文化・観光の拠点づくり事業費	1,000			
農業基盤整備事業費	598,000			
国直轄農業基盤整備事業費負担金	229,000			
治山事業費	922,000			
造林事業費	202,000			

林道事業費	12,000
府民の森施設改良事業費	4,000
漁港事業費	174,000
京都産業立地促進事業費	1,640,000
中小企業技術センター施設整備費	46,000
総合見本市会館改修費	40,000
けいはんなプラザ設備整備費	15,000
ものづくり技術応援事業費	14,000
丹後・知恵のもののつくりパーク機能強化事業費	14,000
けいはんなオープンイノベーションセンター活用推進事業費	10,000
府民協働型インフラ保全事業費	2,932,000
地域密着型社会資本整備事業費	1,855,000
道路事業費	9,684,000
国直轄道路事業費負担金	3,288,000
国直轄河川事業費負担金	6,614,000

第1号議案 平成31年度京都府一般会計予算

15

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業費	6,192,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
砂防事業費	1,960,000			
海岸保全事業費	31,000			
国直轄港湾事業費負担金	1,173,000			
港湾事業費	624,000			
街路事業費	1,099,000			
都市公園事業費	478,000			
自然公園事業費	67,000			
国直轄公園事業費負担金	19,000			
府営住宅建設事業費	1,015,000			
警察本部庁舎建設費	6,702,000			
交通安全施設整備費	1,451,000			
警察施設整備費	230,000			
交番・駐在所整備費	75,000			
危機管理態勢充実・強化費	6,000			

高等学校校舍等整備費	2,309,000
特別支援学校校舍等整備費	1,847,000
医科大学整備費	227,000
府立大学施設整備費	95,000
医科大学附属病院等整備費	3,744,000
府立図書館改修費	1,000
府指定文化財等保存修理事業費	110,000
郷土資料館改修費	6,000
私立学校教育振興補助金	254,000
自然災害防止事業費	547,000
過年発生補助災害土木復旧事業費	1,616,000
単独災害土木復旧事業費	300,000
固直轄災害復旧事業費負担金	269,000
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000
京都府水道事業会計出資金	91,000

第1号議案 平成31年度京都市一般会計予算

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
退職手当債	4,000,000	証券借入又は証券発行 (他の地方公共団体と の共同発行を含む。)	年10.0以内	1 償還期間は、30年以内(据置期間を 含む。)とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元 金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えを することができる。
臨時財政対策債	39,200,000			
減収補填債	7,000,000			
計	122,383,000			

第19号議案

京都府旅費条例一部改正の件

京都府旅費条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

京都府知事 西脇隆俊

京都府旅費条例の一部を改正する条例

京都府旅費条例（昭和25年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年3月31日」を、「平成32年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第20号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

京都市知事 西脇隆俊

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年京都市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第3号を次のように改める。

(3) 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行い指導業務で次に掲げるもの

ア 泊を伴うもの

イ 給与条例第16条の2第1項に規定する週休日等（給与条例第18条第1項後段の人事委員会規則で定める日を含む。以下「週休日等」という。）

又は週休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

第15条の2第2項第4号中「第3号」を「第3号7」に改め、同項第5号中「3,600円」を「2,700円」に改め、同項同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(6) 前項第3号イの業務 3,600円（人事委員会が認める場合にあつては、5,100円）

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第20号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

第22号議案

管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月6日提出

京都府知事 西脇隆俊

管理職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

管理職員等の給与の特例に関する条例（平成19年京都府条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第37号議案

財産無償貸付けの件

財産を次により無償で貸し付けるものとする。

平成31年2月6日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 無償貸付け財産

(1) 建 物

所 在	向日市寺町南垣内40番の1
構 造	鉄筋コンクリート造り 寄棟屋根（一部陸屋根） 2階建て一部地下1階
面 積	1,048.89平方メートル

(2) 物 品

(1)の建物に備える展示設備及びその他の物品

2 無償貸付けの目的

文化財を保存し、その活用を図るための施設として引き続き財産を貸し付けることにより、乙訓地域における文化の創造と発展に寄与しようとするものである。

3 無償貸付けの相手方

向日市

4 無償貸付けの期間

貸付契約締結の日から5年間

第37号議案 財産無償貸付けの件

第40号議案

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を別冊のとおり定めることについて、京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成20年京都府条例第11号）第3条第1項の規定により議決を求める。

平成31年2月6日提出

京都府知事 西脇 隆俊

第40号議案 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画を定める件

115

平成31年2月京都府議会定例会議案別冊

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標	5
2 現状と課題・具体的施策	5

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標	13
2 現状と課題・具体的施策	13

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標	19
2 現状と課題・具体的施策	19

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備	22
2 施策の実施	23

<参考>

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿	24
2 検討経過	24
3 統計資料	25

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組経過

犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する支援や社会における理解が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、京都府議会において全会派一致により、議員提案による初の政策的内容の条例として、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」(平成16年条例第42号。以下「条例」という。)が制定されました。

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」は、この条例に基づき、京都府が犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するために、平成17年12月に5箇年計画として策定し、前回は平成27年度から平成30年度までの計画として改定し、この計画を具体化するため、アクションプランを策定し、取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、前回計画の基本目標である「刑法犯認知件数を3万件以下に定着させる」(防犯関係)を達成し、「犯罪被害者等基本計画を踏まえた総合的な支援」(被害者支援関係)も推進することができたことから、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を改定するものです。

(2) 犯罪等に関する社会情勢の変化

ア. 犯罪等の情勢

全国における刑法犯の認知件数は、平成8年から平成14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達しました。平成15年からは減少に転じ、平成28年には996,120件と戦後初めて100万件を下回り、平成29年は915,042件と更に減少、対前年でマイナス8.1%、ピーク時(平成14年)と比べるとマイナス67.9%となっています。

京都府においても同様に、平成14年(65,082件)をピークとして減少傾向にあり、平成29年には、18,603件と戦後最少を更新しました。対前年でマイナス9.2%、ピーク時(平成14年)と比べるとマイナス71.4%と、全国を上回る率で減少しています。

イ. 犯罪等をめぐる社会情勢

我が国は、世界に類を見ない経済発展を遂げ、快適な生活環境を実現した一方、急速なグローバル化により、我々を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化する価値観を包摂し、ともに支え合う共生社会の実現が求められています。

また、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加等、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少等、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、急速な社会の進展に伴い地域課題が山積する中、多様な主体が連携・協働するなど、新たなコミュニティの形成が必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やスマートフォンの普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要な社会基盤として定着しましたが、違法・有害情報が氾濫し、SNSの普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

また、再犯の防止等に関する取組は、2020年に京都で開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(コングレス)の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されています。

ウ. 京都府の状況・特性

京都府における刑法犯の認知件数は、平成16年以降13年連続で減少し、平成29年には、18,603件と戦後最少となりましたが、府民が身近に不安を感じる侵入窃盗、ひったくり等は依然として発生し、認知件数の約4分の1を自転車盗が占めています。

また、平成29年中、高齢者をねらった振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数が過去最悪を記録し、被害額も高止まり状態にあるなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

更に、子どもや女性を対象とした性犯罪や犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案、SNS等の利用増加に伴う新たな犯罪やサイバー犯罪の発生等、社会の変化に伴う新たな犯罪も大きな不安を与えています。

京都府には、多くの地域で、町内会組織等従来から培われてきたコミュニティがまだまだ根付いているほか、大学も多く、学生による先駆的な防犯ボランティア活動も行われています。近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備等警察力の充実とともに、府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化、府民協働防犯ステーションの活動を質的に向上させるステーション・コーディネーターの育成活動に加え、自転車、自動車、自動販売機、駐輪場等の防犯性能の向上や事業者による防犯カメラの設置や警備体制の強化等民間企業の努力によるところも大きく、地域の絆を再生する取組や社会が一体となって防犯対策に取り組んでいること等が相乗効果を発揮しているものと考えます。

しかしながら、防犯ボランティア活動も、従事者の減少や高齢化、固定化等の課題を抱える地域もあり、学生や定年等退職後の経験豊かな世代等より多くの府民の防犯活動への参加や、近年拡大しつつあるCSR活動（社会貢献活動）に取り組む事業者やその従業員のボランティア活動への参画を引き続き促進することに加え、多様な層の横断的かつ縦断的な連携により様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められています。

また、京都府には歴史的な神社仏閣が数多く、世界有数の観光・国際コンベンション都市として海外からの訪問者も多く、平成29年の府内外外国人宿泊客数は約361万人と、5年連続で過去最高を更新しており、新たな情勢に対応した、訪日外国人、府民双方の安心・安全の確保が課題となっています。

エ. 再犯防止のための取組状況

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少、刑法犯により検挙された再犯者数も平成18年をピークに減少する中、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けたため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、平成29年には、現在と同じ統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7%となりました。こうした状況の中、国においては、国民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、政府一丸となって再犯防止対策に取り組み、目標の一つに掲げた2年以内再入率（出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合）が減少するなど相当の成果をあげてきました。しかし、国の刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていることから、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって実施することが必要となりました。このため、平成28年12月には再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が制定され、国の責務（再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務）等が規定されるとともに、平成29年12月には、上述した国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定されました。

京都府においては、これまでから非行少年等立ち直り支援事業等各種施策を通じて再犯防止対策を進めてきたところですが、再犯防止に係る取組は「犯罪のない安心・安全なまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であるとともに、併せて犯罪をした者等が、多様化する社会において

孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

オ. 犯罪被害者等の置かれた状況

様々な犯罪等の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、平成16年12月には、犯罪被害者等基本法が制定され、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が、5年ごとの見直しを経て、平成28年4月に、第3次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されました。また、京都府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成26年4月には府内全市町村において犯罪被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援は未だに十分ではありません。

2 計画の位置付け

(1) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、京都府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪をした者等が社会において孤立することなく府民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、府民が安心して安全に暮らせるよう、再犯の防止等の推進に関する法律や再犯防止推進計画を踏まえながら施策に取り組み、併せて、犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等基本法等に基づいて、府の状況に応じた施策を実施することができるよう、条例第3条の規定により計画を策定します。

(2) 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画

本計画第3章再犯防止施策の推進については、京都府における再犯防止に係る現状・課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けます。

(3) 施策展開の基本

ア. 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有

犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するためには、警察の警戒・検挙活動の強力な推進や再犯防止に向けた矯正施設等での指導・教育はもちろんですが、地域住民の一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、住民や事業者が地域の一員であることを自覚して活動に関わるとともに、行政機関が地域住民の多様な活動を支え、共生社会の実現に向け協働していく必要があります。

このためには、地域住民の意識向上に向けた広報啓発をはじめ、活動の担い手（地域住民や事業者等）が効果的な取組を進めるための情報を関係機関と共有するなど、組織・団体間のネットワーク化や協働した取組を進めるとともに、親子間のコミュニケーション、子どもや高齢者と地域の人々との交流や地域間の交流等、個人、家族、地域のつながりを深めることにより、地域のコミュニティとしての力を強めていくことが重要です。

また、生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の活動が活発に行われるためには、防犯推進委員や少年補導委員等の防犯関係ボランティア、事業所、NPO等に加え、学生や退職後も自らの知識や経験を活かした地域貢献に意欲のある企業OB等、活動を主導し、協力していく広範な人材の確保・育成が必要です。

イ. 基本的人権への配慮

生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動や再犯防止の推進に係る取組、犯罪被害者等への支援を進めるに当たっては、基本的人権への配慮が必要です。

ウ. 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携

犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、行政機関が支え、協働していくことが不可欠です。

このため、京都府、市町村、警察等関係行政機関間のシームレスな連携を更に強化し、府民・民間団体・大学等をはじめ、国の各行政機関等と連携して、総合的な取組を計画的・重点的に展開するとともに、府民活動における世代間の融和を推進することが重要です。

3 計画期間

2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、府民が一体となって、犯罪が起りにくい地域環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件を目指し、府民の生活を脅かす新たな脅威(犯罪)に対して取り組んでいきます。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 地域における防犯活動の推進

ア. 現状と課題

地域防犯の要である交番等を中核とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」が全交番・駐在所に設置完了し、新築した交番・駐在所にはコミュニティルームを整備するなど、様々な防犯ボランティア同士のつながりや拠点づくりは着実に進んでいます。しかしながら、ここ数年、京都府内では、防犯ボランティアの人数、団体数が減少しているほか、メンバーの高齢化、固定化等の課題を抱える地域もあります。

また、防犯活動の主体や形態は地域によって様々であり、地域で培われてきた活動のノウハウを活かしながら、情報の交換等により新たな取組を実施することができるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

イ. 具体的施策

地域防犯力は、地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、府民協働防犯ステーションを中核とした地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、ボランティアのほか事業者、大学等様々な主体による自主防犯活動への支援や、情報発信、予測型犯罪防衛システムの活用等により、これまで積み上げてきた地域防犯力を更に高める取組を推進します。

(ア) 地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上

a. 「府民協働防犯ステーション」の更なる活性化

府民協働防犯ステーションによる多様な防犯活動の成果や良好事例の共有化等に関する支援を継続して行います。

b. ビューティフル・ウィンドウズ運動による美化活動の推進

割れ窓理論実践運動による美化活動に加え、これまでの割れ窓理論実践運動から一步進んだまちの美化運動を推進することで、犯罪が起りにくい安心・安全が目に見える地域環境を創出します。

c. 「ながら」防犯パトロールの推進

ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールを推進します。

d. 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、既存ボランティアの活動を顕彰する「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者(団体)表彰」等の受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を検討し

ていきます。

e. 事業者による防犯CSR活動への支援

事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の登録勧奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯CSR活動を支援します。

f. 大学による自主防犯対策の推進

京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上等についての検討を行います。また、新入生、学生向けマンション業者等への啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盗被害防止啓発活動等、大学による自主防犯対策を推進します。

(i) 交番・駐在所機能の充実・強化

交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

(ii) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施

a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全フォーラム等の開催

全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民と協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたフォーラムを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。

b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動の実施

被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。

c. 防犯関係情報の効果的な発信

地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑止するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。

d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の運用

府内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯CSR活動の促進を図ります。

e. 可搬型デジタルサイネージの運用

可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。

f. 犯罪情報分析システムの効果的な運用

被害場所等の特徴や傾向を一目で把握できるように、GIS（地理情報システム）を活用した情報発信を行います。

(iii) 予測型犯罪防御システムの予測精度向上に向けた調査・研究

平成28年10月から運用を開始した予測型犯罪防御システムは、京都府警察が独自に開発した算法により、特定罪種の将来の犯罪発生の可能性の高い時間と場所を予測することで、先制的な抑止・検挙活動が行えるシステムであり、犯罪予測エリアを踏まえたパトロール地図を作成して、防犯ボランティアとの合同パトロールにも活用しています。

更なる予測精度向上に向けた取組として、調査・研究を継続して行い、AIも含めたシステムの適応及び予測対応罪種の拡充を目指します。

(iv) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上

「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場等の明

るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。

防犯カメラについては、地域住民や事業所等が防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情勢分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。

また、警察、市町村、事業者等の連携のもと、最近急速に需要が高まっているドライブレコーダーを活用したまちの見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。

(2) 児童虐待への対策や子どもの安全の確保

ア. 現状と課題

児童虐待に係る相談・通告件数は増加傾向にあり、平成 29 年の相談件数、認知件数、通告数とも過去最多となっています。児童虐待は、しつけと称するなどして子どもに傷を負わせるなど、心身の成長に重大な悪影響を及ぼし、時に命を奪うことになりかねない事案であり、被害児童を速やかに保護し、事案の再発や重篤化を防止することが必要です。

また、子どもは犯罪の対象となりやすく、全国的に見ると凶悪事件が発生しており、府内においても声かけ事案等が発生しています。凶悪事案の発生を防止を図るため、子ども自身が「自分の安全は自分で守る」意識を身につけるための防犯教室等を実施するとともに、通学路や公園等の遊び場等における防犯環境の整備、これらの場所における見守り、防犯パトロールを推進する必要があります。

イ. 具体的施策

子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすいことから、児童虐待防止に向けた未然防止と早期発見・早期対応等、総合的な対策を推進します。

また、子ども自身に身を守る方法を浸透させるとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安心・安全の確保のための取組を推進します。

(7) 児童虐待防止のための総合対策の実施

急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。

(未然防止)

- ・医療機関連携や地域団体、NPO等による育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援
- ・保健所、市町村、NPO等が実施する子育て講座等の充実
- ・養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援
- ・虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等）

(早期発見・早期対応)

- ・児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等
- ・児童相談所、市町村、関係機関等職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実
- ・産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修

(1) 児童虐待防止のための更なる連携体制の強化

関係機関の更なる連携体制の強化に向け、児童虐待対応地域連携会議の設置等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めていきます。

(9) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進

a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身につけるための体験型地域安全マップづくりや、声かけされた際の対応（ランドセ

ル等を背負ったまま逃げる、誘いを断るなど)等、従来の防犯教室をより起こりうる現実に近づけた手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。

b. 子ども見守りボランティアに対する支援の実施

子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供等を行うことで活動を支援します。

c. 「こども110番のいえ」の活性化

点検活動の実施に合わせて活動要領マニュアルを配布するなど、「こども110番のいえ」の活性化を図ります。

d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援

市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。

e. 教員等の防犯能力の向上

教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校における安全教育を充実させます。

f. 通学路の安全確保

学校、警察、地域住民等による防犯の観点からの通学路の緊急合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりやこども110番のいえ設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。

また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

ア. 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成22年から8年連続で減少し、平成29年には、統計を取り始めた昭和23年以降最少の数値を更新しています。しかしながら、刑法犯犯罪少年の人口比は全国比で見ても高く、大麻をはじめとした薬物を乱用する少年も依然として多い状況です。

また、SNS等の利用に起因する被害に遭った児童のうち、約9割が中学・高校生であり、児童や保護者等に対するスマートフォン等によるインターネットの利用に潜む危険性とフィルタリングの重要性の広報啓発、インターネットリテラシー(情報を正しく使いこなす能力)の向上と、その教育を行う者の教育技能の更なる向上が必要です。

さらに、児童ポルノを始めとした児童の性被害も後を絶たないことから、被害に遭わないよう少年等に対して継続して啓発を推進する必要があります。

加えて、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案が成立(2022年4月施行)し、18歳、19歳の消費者被害が増加することが予想されるため、若年者への消費者被害防止策を強化する必要があります。

イ. 具体的施策

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいため、関係機関・団体が連携して少年の非行防止対策を推進するとともに、児童ポルノの自撮りの要求等の性被害や消費者被害等少年が被害者とならない取組を推進します。

(7) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進

少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や

薬物乱用防止教室を開催します。

また、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。

(イ) 児童の性被害防止対策の推進

街頭補導、サイバーパトロール、各種相談等あらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、被疑者の発見・検挙を行います。また、青少年の健全な育成に関する条例を一部改正し、自撮りの要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生らによる接客を売りにした「JKリフレ」「JK散歩」等の有害役務提供営業）の規制を行うとともに、広報啓発を行うことにより、児童の性被害防止を推進します。

(ロ) 消費者被害の防止の推進

成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、高校生を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。

(4) ストーカー被害やDVへの対策

ア. 現状と課題

ストーカー事案は、生命に関わる事案に発展するおそれのあるもので、認知件数は増加傾向にあり、平成29年は過去最多となっています。気持ちを抑えきれずに行為に及んでいるものや、違反に当たるということを認識せずに行為に及んでいるものもあり、また、警察等に相談できていない事案もあることから被害者、加害者の両者に対する総合的な対策が必要です。

また、DVについても、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が増加傾向であるほか、ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象が存在することから、未然防止、早期発見によるDV事象の減少が重要です。特に若年層等への予防・啓発や、被害者にも、加害者にもならないよう府民全体の理解促進・意識醸成が重要です。

イ. 具体的施策

ストーカー事案は、見え隠れする加害者に対する大きな不安から一刻も早く被害者を救い出す必要があるため、被害者の保護と加害者への適切な対応等総合的な対策を推進するとともに、DV被害についても、関係機関、団体の連携により、防止のための取組を推進します。

(ア) ストーカー総合対策の実施

a. 京都ストーカー相談支援センター（KSCC）の運用

ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（KSCC）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案への発展防止に努めます。

b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチの推進

加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。

c. 関係機関との連携

京都ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。

(イ) 啓発活動によるDV防止対策の推進

府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙等を活用したDVやデートDVに関する啓発や年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。（パープルリボンキャンペーンの実施等）

また、ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。

さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。

(ウ) DV対策関係機関の連携強化による支援の推進

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議の開催や相談機関の情報共有の場を継続的に設けることで、府内におけるDV対策を推進します。

(エ) 加害への気づきとDVを繰り返さないための加害者対応

加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。

(5) 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

ア. 現状と課題

平成29年の特殊詐欺被害については、認知件数が統計開始以来最多の320件となっており、平成26年と比較すると約2倍に増加、被害総額も高い水準で推移しています。

被害者の多くは高齢者が占めており、関係機関と連携した広報啓発活動を展開していますが、手口の巧妙化や多様化が進む中、引き続き特殊詐欺被害防止対策を強力に推進する必要があります。

イ. 具体的施策

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用や更に隅々まで浸透する広報啓発等、特殊詐欺に対する効果的な防止対策を展開して、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

(ア) 特殊詐欺対策の実施

特殊詐欺対策として有効性の認められる通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学等と連携し、特殊詐欺の手口を詳細に分析するとともに、被害防止に有効な技術やシステムの開発に向けた調査を検討します。

(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発

- a. 関係機関が連携を一層強化するとともに、防犯CSR活動に参加する民間事業者や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代も巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施します。また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓発を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業者等の関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者を見守る社会を構成していきます。
- b. 高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体・事業者、くらしの安心推進員と連携し、見守り活動の強化及び回覧板等を活用したきめ細かな啓発活動を推進します。

(6) サイバー犯罪等への対応

ア. 現状と課題

スマートフォンやIoT機器が急速に普及するとともに、IT技術の進展や情報通信基盤の整備により、サイバー空間と実空間の一体化が進んでおり、サイバー空間は府民生活の一部となっています。

その一方で、高度化するサイバー犯罪の被害の危険性が高まっており、被害防止対策を推進するとともに、サイバー犯罪への対処能力を強化する必要があります。

イ. 具体的施策

サイバー空間における犯罪手口は常に変化し、インターネット利用者が新たな形態の犯罪に対応できず、被害の発生や拡大へつながっていることから、取締り等サイバー犯罪への対策を強化するとともに、疑似体験による対応能力向上やわかりやすい広報を行うなど、サイバー犯罪による被害を防止するための効果的な取組を推進します。

(7) 京都府警察ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動の推進

違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用できるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動等を推進します。

(i) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進

SNS等の発達に伴うネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、青少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講することで、情報モラルの向上や被害回避能力を高め、被害防止を推進します。

(ii) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化

警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバーパトロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。

(iii) 若者や高齢者等のネット取引被害防止の推進

インターネット取引におけるルール遵守や被害防止等について、若者から高齢者等まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて情報提供することで、ネット取引被害防止を推進します。

(iv) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関するオール京都体制の産官公連携組織であるK s i s n e t（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、情報セキュリティの専門家がワンストップで相談を受けるなど、中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。

(7) 訪日外国人に係る取組

ア. 現状と課題

府内の外国人宿泊客数は約361万人と、5年連続で過去最高を更新し、今後も2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪万博等を控えて、更なる増加が見込まれます。こうした中、法や制度の不知、言語・生活習慣等の違いから、いわゆる民泊を利用する訪日外国人による騒音やゴミ問題、交通マナー等に起因するトラブル等新たな事象が発生していることから、関係機関、団体等との連携と適切な役割分担のもと、訪日外国人を取り巻く社会、経済情勢を見据えながら、将来に目を向けた府民生活と観光振興の調和を踏まえた総合的な治安対策が必要です。

イ. 具体的施策

訪日外国人の急増に伴う新たな事象に適切に対応するため、同事象に対する情報の集約と一元化等を行い、関係機関等と連携して対応するとともに、訪日外国人等の被害防止等を図り、国際的な観光都市としての安心・安全の確保を推進します。

(7) 新たな事象に係る情報の集約と一元化による部門横断的な諸対策の推進

訪日外国人の急増に伴い、国際交流が広がる一方、法や制度の不知、言語・生活習慣の違いから新たな事象が発生していることから、これら新たな事象に係る情報の集約と一元化を図り、関係機関、団体等と連携し、適切な役割分担のもと、対策を推進していきます。

(i) 訪日外国人に対する「犯罪被害者、加害者にしない」広報啓発の推進

訪日外国人が利用する媒体を活用し、法や制度の周知徹底、言語・生活習慣の違いへの注意喚起を行い、訪日外国人を「犯罪被害者、加害者にしない」広報啓発活動を推進していきます。

(8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応

ア. 現状と課題

京都府内における刑法犯認知件数の減少傾向は続いていますが、一方で、性犯罪や街頭犯罪等、